

付表「表彰項目および参考例」(案)

エンジニアリング功労者賞

大項目	中項目	参考例
I. 国際貢献	(1) 海外におけるわが国エンジニアリング産業の諸活動に関与し、わが国エンジニアリング産業の評価・信用を著しく高めたとき。	① 外国政府もしくはそれに準ずる機関から、建設プロジェクト・エンジニアリング役務の提供（以下「事業」という。）に関して特に謝意を表せられた。 ② 相手国の産業の発展に貢献した。 ・当該地域にとって初めての事業であり、当該地域の産業経済の発展に著しく貢献した。 ・当該地域の資本および労働力を活用して事業を完遂し、技術移転等を通じその育成と強化に著しく貢献した。 ・当該地域の産業経済の発展に不可欠な技術および管理手法の移転に成果を挙げ貢献した。 ・合弁方式等により現地法人を設立し、種々事業活動を通じ当該地域のエンジニアリング産業の発展に著しく貢献した。 ③ 事業遂行上の困難を克服し事業を完遂した。 ・困難な環境（自然条件・社会条件）の下で事業を完遂した。 ・高度な技術または新規開発技術を伴う事業であった。 ・事業の規模が大きく、その構造が複雑多岐に亘っているにもかかわらず、成功裡に事業を完遂した。 ④ エンジニアリング産業の国際交流、国際協調に著しく貢献し、わが国エンジニアリング産業の地位向上に寄与した。
	(2) 海外におけるわが国エンジニアリング産業の諸活動に永年に亘って関与し、当該国との友好を著しく深めたとき。	① 外国政府もしくはそれに準ずる機関から特に謝意を表せられた。 ② 永年に亘って海外事業に関与し、 ・技術および管理手法の移転に成果をあげ、当該国の産業経済の発展に著しく貢献した。 ・卓越した指導力、統率力をもって幾多の事業遂行上の困難を克服し事業を完遂した。 ・世界有数のプロジェクト発掘・推進に貢献する等、幾多の優れた実績を残した。 ・自社の活動の範囲を越えて当該地域に働くエンジニアリング産業従事者の業務遂行のために著しく貢献した。 ③ 海外に10年以上滞在しエンジニアリング産業の諸活動に関与し、当該国との友好を著しく深めそれが他の模範と認められた。（海外滞在10年以上は絶対条件ではなく、具体的な功績を評価する。）
	(3) インフラシステム輸出であって、相手国の産業経済の発展に貢献するとともに、わが国エンジニアリング産業の発展に寄与したとき。	① 個別の機器・設備の納入のみでなく、設計・建設から維持・管理（操業指導を含む）までを実施するインフラシステム輸出であって、事業形態・事業分野等からみて、相手国の産業経済およびわが国エンジニアリング産業の発展に著しい貢献をしたもの。商業運転開始から概ね5年以内のものとする。
II. エンジニアリング振興	(1) わが国エンジニアリング産業の技術力、管理手法等の向上に貢献したとき。	① 新規のエンジニアリングに関する技術の開発等により、世界初または日本初の実用化に貢献し、当該技術の先駆的役割を果たした。 ② 企業経営の刷新またはプロジェクトマネジメント手法の効果的な活用・向上、例えば、生産性の向上、品質の向上に寄与する新しい手法の開発、システムの開発等を通じ、エンジニアリング産業の発展に著しく貢献した。 ③ ファイナンス、リスクヘッジ等における独創的な仕組みを提唱して先駆的役割を果たし、エンジニアリング産業の発展に著しく貢献した。
	(2) エンジニアリングに係わる学術研究を通じ、わが国エンジニアリング産業の発展に著しく貢献したとき。	① エンジニアリング産業に関して国際的な評価に耐える優れた学術論文・評論を著した。 ② エンジニアリングに関する研究・実験等に従事し、優れた成果をあげ、技術開発に著しく貢献した。
	(3) 新しい分野の開発・需要創出等によりわが国エンジニアリング産業の発展に著しく貢献したとき。	① 「事業形態の深化」「事業分野の拡大」等により、新しい分野の開発・需要創出等によりわが国エンジニアリング産業の発展に著しく貢献した。
III. 環境貢献	わが国エンジニアリング産業の諸活動を通じ、CO ₂ の削減、省エネルギー・省資源等地球環境対策をはじめ、大気汚染、水質汚濁対策等の環境保全、環境問題の改善に大きく貢献したとき。	① CO ₂ の削減、省エネ・省資源等の地球環境対策、および大気汚染、水質汚濁の防止、土壌改良等の環境問題に取り組み、その状況を著しく改善した。＊ ② 上記に係る環境技術を開発し、その実用化で成果を挙げた。 ③ 環境問題の改善に資する人材育成、技術移転を行い、成果を挙げた。 ＊なお、本件対象としては、個別プロジェクト、事業等を通じた貢献のみならず、それらの根幹を形成するような制度、ルールづくり等に取り組み著しい功績をあげたものも含むこととする。
IV. 中小規模プロジェクト枠		① 国内、国外を問わず新規性（システム全体のみならずその構成要素の一部について新規性があると認められる場合も含む）を有し、わが国エンジニアリング産業の発展に貢献したものの、「きらりと光る案件や技術」を対象とする。プロジェクト規模としては、概ね10億円以下とする。

エンジニアリング奨励特別賞

	実プロ化が期待される先駆的技術、及び実プロ化が期待されるインフラシステム輸出	① まだ実プロジェクトには至っていないが、実証された、先駆的な技術開発であって、商業的実用化が十分可能であり、それが実用化された場合に、わが国エンジニアリング産業の発展に多大な貢献が期待できるもの。「実プロ化が期待される先駆的技術」を対象とする。 ② まだ実プロジェクトには至っていないが、個別の機器・設備の納入のみでなく、設計・建設から維持・管理（操業指導を含む）までを実施するインフラシステム輸出であって、事業形態・事業分野等からみて、相手国の産業経済およびわが国エンジニアリング産業の発展に著しい貢献が期待されるもの。
--	--	---